

令和元年度「産地交付金」の使途計画

○支援単価について

支援は①協議会独自支援枠（独）②国支援枠（国）③県支援枠（県）の3種類

◆国の支援単価は調整なし。県支援は上限単価。

◆協議会独自枠の単価調整は、「～20,000円」の「担い手収量向上支援（大豆）」で行い、他の使途では行わない。但し、配分枠が不足する場合、独自使途内で一律減額調整。

【共通交付要件】「水田活用の直接支払交付金」の交付対象者（水田で作付した作物に限る）

【使途名】 対象作物名	交付単価 (10a当たり)	交付要件・作物別独自要件								
❶ 【担い手収量向上支援】 大豆	11,500円 (上限 20,000円)	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者、市認定集落営農、認定新規就農者 ○実需者等との間で出荷、販売契約を締結していること。 ○里のほほえみ及び里のほほえみと合わせたエンレイ、シュウリュウ等を作付し販売を行うこと 								
❷ 【2年継続出荷担い手加算】 加工用米	12,000円 (下限 10,000円)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成30年～平成31年または平成31年（令和元年）から令和2年の2年間の複数年契約に基づき生産に取組む認定農業者、集落営農、認定新規就農者 ○集荷業者又は実需者等との間で出荷契約を締結していること。ただし、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領における多収品種および県の産地交付金対象の多収品種の区分管理の取組を除く。 								
❸ 【作付拡大支援】 えだまめ・カリフラワー・ブロッコリー・キャベツ・ねぎ・アスパラ菜・トマト	40,000円	<ul style="list-style-type: none"> ○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。 ○作物別に設定する下記の作付規模を確保し、生産者に加算交付する。 《作物別規模要件》 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作物名</th> <th>作付規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>えだまめ</td> <td>20a以上</td> </tr> <tr> <td>カリフラワー・ブロッコリー・キャベツ・ねぎ</td> <td>10a以上</td> </tr> <tr> <td>アスパラ菜・トマト</td> <td>2.5a以上</td> </tr> </tbody> </table> 	作物名	作付規模	えだまめ	20a以上	カリフラワー・ブロッコリー・キャベツ・ねぎ	10a以上	アスパラ菜・トマト	2.5a以上
作物名	作付規模									
えだまめ	20a以上									
カリフラワー・ブロッコリー・キャベツ・ねぎ	10a以上									
アスパラ菜・トマト	2.5a以上									
❹ 【二毛作加算】 えだまめ・カリフラワー・ブロッコリー・キャベツ	20,000円	<ul style="list-style-type: none"> ○二毛作も対象とする。ただし、えだまめ後ブロッコリー・カリフラワー・キャベツ、もしくはブロッコリー・カリフラワー・キャベツ後にえだまめとする。 <p>※ 作付拡大支援（団地化）対象者は、直売施設利用加算は対象外</p>								
❺ 【コスト低減支援】 えだまめ・カリフラワー・ブロッコリー・キャベツ	7,500円	<ul style="list-style-type: none"> ○水田活用の直接支払交付金の交付対象者で、地域の農協等が整備した機械（オペレーターは除く）で、定植及び収穫に取り組んだ者 ○機械レンタル（借上げ）または作業を委託した者も対象者とする。 								
❻ 【直売施設等利用加算】 えだまめ・ねぎ・なす・山菜（うど・ぜんまい・たらの芽等）・自然薯・アスパラ菜・みょうが・だいこん・さといも・ブロッコリー・カリフラワー・アスパラガス・トマト・キャベツ・かぼちゃ・春まき玉ねぎ・ユリ・グラジオラス、原料用唐辛子	10,000円	<ul style="list-style-type: none"> ○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。 ○対象品目を作付し、直売施設・JA等に販売すること。ただし、直売施設はJA・農家等が組織的に運営しており、収穫・販売を一定期間継続して稼働している施設とする。 ○原料用唐辛子は、実需者と出荷及び販売契約している（販売実績が確認できる）こと。 								
❼ 【共同施設利用加算】 そば	12,000円	<ul style="list-style-type: none"> ○水田活用の直接支払交付金の交付対象者で、共同乾燥調製施設を利用し、出荷、販売契約を締結していること。 								

【共通交付要件】「水田活用の直接支払交付金」の交付対象者（水田で作付した作物に限る）

【使途名】 対象作物名	交付単価 (10 a 当たり)	交付要件・作物別独自要件
④【耕畜連携土づくり加算】 飼料作物・WCS 用稻	5,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ○飼料作物・WCS 用稻を作付けする又は作付けした水田で耕畜連携（資源循環）の取組を行う農業者 ○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。 ○対象水田への作付け及び生産物の販売を行うこと。 ○連携相手となる者と 3 年以上の利用供給協定を締結していること。
⑤【多収性品種作付加算】 米粉用米	12,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。 ○多収が期待できる品種(亜細亜のかおり)であること。 ○新規需要米取組計画の認定を受けている者。
⑥【多収品種作付加算】 飼料用米・米粉用米	12,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。 ○多収品種で飼料用米・米粉用米を生産・販売した者 ○新規需要米取組計画の認定を受けている者（多収品種で作付する計画が認定されていること）
⑦【そば作付助成】 そば	20,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。 ○出荷・販売契約を締結していること。
⑧【新市場開拓用米取組拡大支援】 新市場開拓用米	20,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ○新市場開拓用米の生産販売に取り組む市内農業者 ○新規需要米取組計画の認定を受けている者
⑨【多収性品種取組支援】 加工用米・新市場開拓米	12,000 円 (上限)	<ul style="list-style-type: none"> ○需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領及び、県が指定する多収品種、地域が多収を確認できる多収品種により生産に取り組む農業者。 ○加工用米及び、新規需要米取組計画で対象品種の区分管理による取組の認定を受けていること。
⑩【多収性品種複数年契約取組支援】 加工用米・新市場開拓米・米粉用米	5,000 円 (上限)	<ul style="list-style-type: none"> ○需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領及び、県が指定する多収品種、地域が多収を確認できる多収品種により生産に取り組む農業者。 ○実需者と対象品種を明記した 3 年以上の複数年契約を締結していること。 ○契約不履行となった場合、交付額は返還の対象となり得る。